

※ 処理 事項	整理番号		区分	管理番号		申告区分
	事務所					
法人名	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年 年	年 年	月 月	日から 日まで

## 付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）

第1号  
第3号  
第4号

### 1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算							資 本 金 等 の 額 の 計 算							
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3②	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 同表2②、同表3②若しくは同表3②	⑫	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②						当該事業年度の月数	⑬				月	
	純支払借入料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③						$\text{②} \times \frac{\text{⑬}}{12}$	⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計 別表5の2の3②、同表3②若しくは 同表3②又は別表5の2の4①	⑮					
	単年度損益 第6号様式 ⑥又は別表5②	⑤						差引 ⑭-⑮	⑯					
	付加価値額 ④+⑤	⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰					
	収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦					%	$\begin{cases} ⑯のうち1,000億円を超える \\ 5,000億円以下の金額 \end{cases} \times \frac{50}{100}$	⑱					
	雇用額安の定計算 ④ × $\frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	$\begin{cases} ⑯のうち5,000億円を超える \\ 1兆円以下の金額 \end{cases} \times \frac{25}{100}$	⑲					
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳					
	雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3③	⑩						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑	人				
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩								国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒					
								国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓					
								計 ㉑+㉒+㉓	㉔					
								課税標準となる資本金等の額 ㉕	㉖	兆	十億	百万	千	円
								$\text{㉕} \text{又は} \text{㉕} \times \text{㉖} / \text{㉔}, \text{㉔} \times \text{㉖} / \text{㉕} \text{若しくは} \text{㉕} \times \text{㉖} / \text{㉔}$	㉗					

## 2. 資本金等の額の明細

※ 処理 事項	整理番号		区分	管理番号		申告区分		
				事務所				
法人名								

## 付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

### 1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算							資 本 金 等 の 額 の 計 算							
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3②	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 同表2②、同表3②若しくは同表3②	⑫	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②						当該事業年度の月数	⑬				月	
	純支払借入料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③						$\text{②} \times \frac{\text{⑬}}{12}$	⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計 別表5の2の3②、同表3②若しくは 同表3②又は別表5の2の4①	⑮					
	単年度損益 第6号様式 ⑥又は別表5②	⑤						差引 ⑭-⑮	⑯					
	付加価値額 ④+⑤	⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰					
	収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦					%	$\begin{cases} ⑯のうち1,000億円を超える \\ 5,000億円以下の金額 \end{cases} \times \frac{50}{100}$	⑱					
	雇用額安の定計算 ④ × $\frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	$\begin{cases} ⑯のうち5,000億円を超える \\ 1兆円以下の金額 \end{cases} \times \frac{25}{100}$	⑲					
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳					
	雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3③	⑩						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑					人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩								国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒					
								国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓					
								計 ㉑ + ㉒ + ㉓	㉔					
								課税標準となる資本金等の額 ㉕又は㉖×㉗/㉘、㉗×㉘/㉙若しくは㉘×㉙/㉚	㉕	兆	十億	百万	千	円

## 2. 資本金等の額の明細